

① 新規取得土地等に係る累積損金不算入負債  
利子額の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年	・	・		

新規取得土地等	新規取得土地等の種類		1			
	同上的新規取得土地等が土地等である場合	所在地	2			
		面積	3	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	取得年月日又は対価の支払年月日（引継価額として区分された新規取得土地等の場合は、交換譲渡土地等の取得年月日の翌日）			4	平 . . (平 . .)	平 . . (平 . .)
明細	負債利子損金不算入期間の末日	取得日から4年を経過する日と平成9年12月31日のいずれか早い日	5	平 . .	平 . .	平 . .
		特定の事実該当することとなつた日	6	平 . . (旧措法第62条の2第3項第2号該当 旧措令第38条の3第3項第号該当)	平 . . (旧措法第62条の2第3項第2号該当 旧措令第38条の3第3項第号該当)	平 . . (旧措法第62条の2第3項第2号該当 旧措令第38条の3第3項第号該当)
累積損金不算入負債利子額（旧別表十五の二「35」）			7	円	円	円
損金算入額の計算	同上的うち前期末までに損金の額に算入された金額		8			
	当期損金算入額	新規取得土地等の譲渡等の日を含む事業年度又は解散等の日を含む事業年度である場合 (7) - (8)	9			
		(9)の場合以外の事業年度である場合 (7) × $\frac{\text{当期の月数}}{48}$ と (7) - (8) のうち少ない金額	10			

## 別表十五の二の記載の仕方

1 この明細書は、法人が平成10年改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第62条の2第2項（新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「新規取得土地等の種類1」には、新規取得土地等の種類を土地、借地権又は株式のように記載します。

この場合、2以上の新規取得土地等がある場合には、それぞれの土地等ごとに別行に記載します。また、新規取得土地等の取得のための支払がその取得日以後2回以上にわたって行われた場合には、それぞれの支払の日にその支払金額に対応する新規取得土地等を取得したものととして別行に記載します。

なお、平成10年改正前の措置法令（以下「旧措置法令」といいます。）第38条の3第22項の規定の適用を受ける場合の引継価格の部分とその他の金額の部分は、それぞれ別の新規取得土地等として記載します。

3 「同上の新規取得土地等が土地等である場合」の各欄は、新規取得土地等が株式又は出資である場合には、その発行法人の名称及びその所在地を記載します。

なお、この場合には、その株式又は出資が新規取得土地等に該当することの明細を別紙に記載して添付します。

4 「取得日から4年を経過する日と平成9年12月31日のいずれか早い日5」は、新規取得土地等を取得した日の翌日を起算日として計算します。

なお、新規取得土地等の取得のための支払がその取得日以後2回以上にわたって行われた場合における2回目以降の支払に係る新規取得土地等であっても、その取得日（支払日ではありません。）の翌日を起算日として計算した日を記載します。

5 「特定の事実該当することとなった日6」には、旧措置法第62条の2第3項第2号イからトまでに掲げる土地等について、その土地等を取得した日から4年を経過する日が到来する前に、同号イからトまでに定める日が到来した場合にその日を記載します。

この場合、「旧措置法第62条の2第3項第2号該当」  
「旧措令第38条の3第 項第 号該当」

には、これらの規定のいずれに該当するかを記載するとともに、旧措置法第62条の2第3項第2号ロ又はトに該当する場合には、旧措置法令第38条の3第15項各号又は第18項各号の該当号も併せて記載します。

なお、平成8年改正措置法令附則第11条第2項（新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には、この欄に平成8年3月31日と記載するとともに、「旧措法第62条の2第3項第2号イ該当（平成8年附則）」と記載します。

6 「新規取得土地等の譲渡等の日を含む事業年度又は解散等の日を含む事業年度である場合9」は、当該事業年度が旧措置法第62条の2第2項第2号又は第3号に規定する事業年度に該当する場合に記載します。